キャピタル・パートナーズ証券でのマイナンバー(「個人番号」「法人番号」)の取り扱い および マイナンバーご提供のお願い

マイナンバー制度とは

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

証券会社においては、税務署に提出する法定調書(支払調書、特定口座年間取引報告書等)にお客様のマイナンバーを記載して提出することが法律で義務付けられております。

キャピタル・パートナーズ証券において、お客様から個人番号・法人番号をご提示いただくスケジュールは、以下のとおりです。

■ 2016年1月以降、新たに口座を開設されるお客様 ■



新規口座開設のお手続きの際に、「個人番号」「法人番号」の確認できる書類の提示が必要です。

■ 既に当社に口座をお持ちのお客様 ■



2018年12月末までに、「個人番号」「法人番号」をご提供いただく必要がございます。

※2016年1月末よりマイナンバー(「個人番号」「法人番号」)のご提供をお願いする書面を お客様に順次、郵送させていただいております。

※証券会社へのマイナンバー(「個人番号」「法人番号」)の提供には3年間の猶予期間がございます。 2018年12月末までにご提供いただく必要がございますが、それまでの期間は任意でご提供いただく ことになります。

ただし、以下のお手続きの際には、マイナンバー(「個人番号」「法人番号」)をご提供いただいております。

氏名・住所等の変更届出

特定口座開設申込(個人のお客様)

※マイナンバー(「個人番号」「法人番号」は上記お手続きの都度ご提供いただきます。

※マイナンバー(「個人番号」「法人番号」をご提供いただく際は、マイナンバーの確認できる書類、および本人確認事項(氏名、住所、生年月日)を確認できる本人確認書類のご提供が必要です。

※該当するお手続きが発生しない場合も、猶予期間が終了する2018年12月末までにマイナンバー(「個人番号」「法人番号」をご提供いただく必要がございます。

重 要

当社では、マイナンバー(「個人番号」「法人番号」)のお預りにあたり、 厳重な管理を行っております。